

平成30年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第1号)

平成30年 | 2月7日 (金)

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	
・町民憲章朗唱		
【 会議録署名議員の指名 】	
日程第1	会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	
日程第2	諸般の報告	
・例月現金出納検査報告書の配布		
・陳情書、要望書の配布		
(1) 陳情第11号	消費税10%増税の中止を求める陳情書	
(2) 要望第5号	江川中学校からの要望書	
(3) 要望第6号	葛巻町森林組合からの要望書	
・出張報告		
【 報告第12号上程、報告 】	2
日程第3	報告第12号 葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分 の報告について	
【 議案第32号～議案第42号上程、説明、委員会付託 】	3
日程第4	議案第32号 平成30年度葛巻町一般会計補正予算 (第3号)	
日程第5	議案第33号 平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算 (第2号)	
日程第6	議案第34号 平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	
日程第7	議案第35号 平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第1号)	
日程第8	議案第36号 平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第1号)	
日程第9	議案第37号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例	
日程第10	議案第38号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条 例	

- 日程第11 議案第39号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第40号 葛巻小学校大規模改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第41号 ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

平成30年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第1号)

議事日程告示年月日	平成30年11月29日(水)					
再開年月日	平成30年12月7日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成30年12月7日(金) 開議10時00分 散会10時49分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	2番	山崎邦廣	7番	山岸はる美		
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	山下弘司
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会長	深澤進	病院事務局長	松浦利明
	代表監査委員	馬渕文雄	農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内勉	総務企画課室長	大川原洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太
健康福祉課長	檜木幸夫			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、平成30年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。
以上で、町民憲章の朗唱を終わります。
これから、平成30年葛巻町議会12月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月14日までの8日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、山崎邦廣君及び7番、山岸はる美さんを指名します。
次に、日程第2、諸般の報告を行います。
はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。
次に、陳情第11号、消費税10%増税の中止を求める陳情書、要望第5号、江川中学校からの要望書、要望第6号、葛巻町森林組合からの要望書の3件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。
次に、出張報告をします。
11月6日から9日まで、輝くふるさと常任委員会県外視察研修のため、沖縄県に出張しました。

11月20日から21日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会及び議長全国大会出席のため、東京都に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成30年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、報告第12号、葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第12号をご説明申し上げます。

議案集を1枚おめくりいただき、1ページお願いいたします。

葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとし、地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第6号の規定によりまして、平成30年11月30日付けで専決処分を行ったものでございます。

別紙でございますが、3ページをお願いいたします。

葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例につきましては、例えば、職員が大学課程を履修しようとする場合、3年の範囲内で条例で定める期間、休業を承認できるとする地方公務員法の規定を受けまして、同法の規定により必要事項を定めているものでございますが、今回、改正しようとする第4項第2号は休業の対象となる教育施設等を規定しているものでございます。今般、条文中、引用している学校教育法が一部改正され、大学制度の中に新たに専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられ、関係条項が追加されましたことから、引用する条項を整理し、直したものでございます。

なお、現在、当町において、この制度を利用した実績はございません。

附則としまして、平成31年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で、専決処分の報告に係る説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第12号、葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第12号、葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第4、議案第32号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)から、日程第14、議案第42号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの11議案を一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長(丹内勉君)

提案理由をご説明申し上げます。

最初に、一般会計補正予算書と議案資料、議案資料は1ページ、2ページでございますが、ご準備をお願いいたします。

議案第32号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)でございます。

今回の補正は、歳出では、新エネルギー・省エネルギー推進事業費、障害者自立支援給付事業費、高等教育振興事業費などを増額し、歳入では、国庫支出金、県支出金の減額、基金繰入金、町債の増額などが主な内容となっております。また、本定例会議には、いわゆる人事院勧告に対応した職員給与と条例の改正案も上程申し上げており、改正内容等を反映させた職員給与費の補正も計上しているものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ121,479,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,070,180,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、第2表でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

今回は新たに2件、合わせて13,300,000円の起債事業を追加し、また、変更4件は起債限度額を合計で219,700,000円から58,500,000円を増額し、278,200,000円に変更するものでございます。

追加の1件目、地域情報化推進事業でございますが、今般のトヨタとの包括連携協定に基づく最初の連携事業として、ライフビジョンという情報配信システムの構築費を歳出に計上いたしましたことから、その財源として緊急防債、減災事業債13,000,000円を見込むものでございます。

道路河川災害復旧事業でございますが、28年災の橋梁復旧工事費に対し、国庫補助金を除いた町負担分の財源として300,000円を見込むものでございます。

次に、変更でございますが、1件目のまちづくり推進事業につきましては、今年度予定している定住促進住宅の整備にあたって、歳出に通路用地の取得費を計上しており、その財源として過疎対策事業債3,700,000円を増額し、補正後の限度額を123,100,000円に変更するものでございます。

同様に、以下、労働事業は、歳出で町内事業の人が対象の雇用促進事業補助金の増額

を計上しますことから、その財源として過疎対策事業債を8,000,000円増額し、補正後20,000,000円とするもの。

道路整備事業は、町道茶屋場田子線に係る歳入、国、県補助金が減額になることから、その財源として過疎対策事業債を42,800,000円増額し、補正後を121,100,000円とするもの。

最後の学校教育施設整備事業は、歳出の葛巻小学校大規模改修事業の追加工事を計上しましたことから、その財源として過疎対策事業債4,000,000円を追加し、補正後14,000,000円とするものでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法等に変更はございません。

歳出の主な内容でございますが、14ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、6目、企画費、地域情報化推進事業費、13節、委託料の情報配信システム構築業務13,000,000円は、トヨタとの包括連携協定に基づく最初の取り組みとして、スマートフォン向け情報配信アプリであるライフビジョンを活用し、行政情報、防災情報、生活情報のほか、観光、特産品情報などをスマートフォンで見られるようにシステムを構築するための経費でございます。

その次のその他委託料、光配線新設業務4,253,000円の増は、いわゆる葛巻第2風力発電の変電所に光ファイバーを配線するための経費でございます。この業務につきましては、発電事業者からの申請に基づき行うものであり、工事費の全額を事業者が負担することから、歳入の雑入に地域情報通信基盤施設移設等工事負担金として同額を計上しているものでございます。

その次の4、定住対策推進事業経費の用地取得費5,000,000円は、葛巻第9地割の町有地に定住促進住宅の整備を予定しており、当該敷地から国道までの通路を確保するために私有地を取得しようとするものでございます。

次の7目、環境エネルギー推進費の2、新エネルギー・省エネルギー推進事業費20,000,000円の増でございますが、今般、分散型エネルギーインフラプロジェクトとして、10分の10の国庫補助事業採択の内定を受けたため実施するものでありまして、新エネルギーの地産地消を推進するために町が風力発電を整備しようとした場合の可能性の調査、利活用の方策や諸課題等について調査、検討業務を行うものでございます。

17ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、2目、心身障害者福祉費、2、障害者自立支援給付事業費の20節、扶助費22,767,000円の増でございますが、障害福祉サービス費等は、利用者数及び利用回数、時間等、利用するサービスの量的な増加に加えまして、報酬単価改定の影響により予算不足が生じたものでございます。補装具費につきましては、電動椅子や義足等でございますが、購入件数、あるいは修理件数等が当初予定を上回る見込みであり、実績見込みにより増額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

5款、労働費、1項、1目、労働諸費の2、雇用促進事業費の補助金、雇用促進事業8,000,000円の増につきましては、若年雇用を中心に制度の利用件数が増えており、実績見込みによる増でございます。

25ページをお願いいたします。

8 款、土木費、2 項、3 目、道路新設改良費の 2、道路改良事業費・茶屋場田子線 13,420,000 円の減は、交付金対象事業としての国からの配分が当初見込みを下回ったため、事業費を減額調整するものでございます。

次の 3、道路改良事業費・葛巻浦子内線 19,000,000 円の増は、茶屋場田子線の整備に伴い、葛巻浦子内線の再整備、大橋の架け替え等の計画を進めております。このうち橋梁につきましては、林業の町のシンボルとして、また、歩き回りたくなるまちなかの魅カスポットを創出し、観光客の周遊等を促進するため、地元産材の集成材等をふんだんに用いた木製の屋根付き橋を計画するものでございます。本業務は、当該屋根の設計及び屋根を乗せることにより橋台等下部工の強度再計算が必要になりますことから、これら業務委託費を合わせた経費の計上でございます。

28 ページをお願いいたします。

10 款、教育費、1 項、3 目、高等学校振興費の高等教育振興事業費 24,500,000 円の増は、新年度からの開設に向けて準備を進めております山村留学生寄宿舎につきまして、11 節、需用費及び 18 節、備品購入費は寄宿舎で使用する調度品や調理器具の備品、あるいは寮の運営に必要な生活必需品の購入費を計上したものでございます。

13 節、委託料の山村留学生支援員指導業務は、寄宿舎の運営にあたっては留学生が安心して高校生活を送れるよう日常生活の支援や相談等を受け持つ山村留学生支援員を配置する予定であり、本経費は当該支援員としての知識、技術等の習得のための研修等に要する経費でございます。

次の 2 項、1 目、学校管理費、2、小学校施設維持修繕事業、15 節、工事請負費の葛巻小学校大規模改修工事 4,000,000 円は、現在 29 年度の繰越事業として行っております同校舎の大規模改修工事を進める中で、校舎屋根の軒先の著しい腐食等を確認したため、その改修費を現年度会計で追加措置するものでございます。

次に、各款に計上しております職員給与費の補正の概要でございますが、32 ページをお願いいたします。

最初に、特別職でございますが、一番下の行の比較の計で申し上げますと、主に人事院勧告に基づく期末手当が 0.05 月分、180,000 円の増、右側の共済費が 190,000 円の減額で、合計で 16,000 円の増額をするものでございます。

次の 33 ページでございますが、一般職に係る給与費でございます。(1)の総括で申し上げますと、比較の欄で、職員 91 人分の給料、手当、合わせまして 13,967,000 円の増、これに共済費を加えました総額で 17,719,000 円の増額となるものでございます。

職員手当の補正の内訳は下の表、扶養手当 302,000 円の増のほか、以下のとおりでございます。

次のページ、34 ページでございますが、今回の補正額を人事院勧告に基づく給与改定分、昇級分、人事異動分等の増減の事由別に整理してございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、これらの財源となる歳入でございますが、9 ページをお願いいたします。

13 款、国庫支出金、1 項、1 目、民生費国庫負担金、1 節、障害者自立支援給付費等負担金の障害者自立支援給付費負担金、国 2 分の 1、11,383,000 円の増及び一番下の段でございますが、14 款、県支出金、1 項、1 目、民生費県負担金、2 節、障害者

自立支援給付費等負担金の障害者自立支援給付費負担金、県4分の1、5,691,000円の増は、歳出、障害者自立支援給付事業費の増額補正に係る財源を見込んでいるものでありまして、国、県補助金、合わせて4分の3、町が4分の1を負担することになるものでございます。

次に、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金の地域経済循環創造事業交付金、国10分の10、20,000,000円は、歳出、分散型エネルギーインフラプロジェクト事業に係る国からの交付金でございます。

その下の行、4目、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、国100分の59.5、39,600,000円及び次のページの14款、県支出金、2項、5目、土木費県補助金、市町村道整備補助金、県100分の32.4、16,620,000円の減は、歳出、道路改良事業費・茶屋場田子線の財源であります。交付金対象事業としての国からの配分額及び補助金交付率の実績等が当初見込みを下回ったため減額するものでございます。

17款、繰入金、1項、3目、1節の公共施設等整備基金繰入金20,200,000円でございますが、歳出、道路改良事業費・葛巻浦子内線の橋梁設計業務に向けて19,000,000円を、定住促進住宅の通路用地取得に向けて1,200,000円を取り崩して充てようとするものでございます。

次の4目、1節の地域づくり振興基金繰入金23,500,000円は、歳出、山村留学生寄宿舎の備品整備費等に充てるものでございます。

20款の町債につきましては、先ほどの地方債補正の説明と内容が重複しますので、省略させていただきます。

議案第32号につきましては、以上でございます。次に、議案第33号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、お願いいたします。

今回の補正は、国保事務に係る電算処理システム改修費の計上及び職員給与費の調整が主な内容でございます。

1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ270,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,093,980,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細でございますが、1款、1項、1目、一般管理費の13節、委託料、電算処理委託料の国保情報データベースシステム改修業務270,000円は、国保制度の都道府県化移行に伴い、国への国庫補助申請等に係る電算システムの一部を修正する必要が生じたことからの改修費でございます。その財源は特別調整交付金として国から措置されるものであり、同額を前ページの歳入に計上しているものでございます。

2の職員給与費、総額300,000円につきましては、一般会計同様、国に準じた給与改定及び昇給、人事異動分等を調整したものでございまして、内訳につきましては、9ページ以下の給与費明細書でご確認をお願いいたします。

次に、議案第34号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、お願いいたします。

1ページの第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ10,863,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ219,042,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、7 款、繰越金、1 項、1 目、1 節、前年度繰越金 10,863,000 円は、29 年度会計の余剰金を処理した純繰越金でございます。

7 ページの歳出では、2 款、施設管理費、1 項、1 目、農業集落排水施設管理費及び 2 目、町整備型浄化槽管理費につきましては、主に葛巻、四日市、両クリーンセンター及び町整備型浄化槽の各施設設備の消耗部品の取り替えに要する経費を増額するものでございます。

補正関係は以上でございます、次に条例等でございます。

議案集をお願いいたします。議案集の 5 ページ、資料は 3 ページ、4 ページをお願いいたします。

議案第 37 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。内容は議案資料でご説明申し上げます。議案資料の 3 ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、今年度の人事院勧告を踏まえて一部改正された国の一般職の職員の給与に関する法律等の改正内容に準じて、一般職の職員給与、議会議員及び常勤特別職、町三役でございますが、期末手当を改定しようとするものでございます。

2 の改正条例名でございますが、本改正条例案は全 7 条からの構成でございます、一般職の職員の給与に関する条例ほか合わせて 4 本の現行条例を改正するものでございます。

3 の改正概要でございますが、最初に(1)の一般職の職員に関する改正からご説明申し上げます。

1 点目が、医師に係る初任給調整手当でございます、月額 414,300 円を 500 円引き上げまして 414,800 円とし、30 年 4 月 1 日から遡及適用しようとするものでございます。

2 点目が、いわゆる給料表の改正でございます、月額平均 0.2 パーセント、金額にして 400 円から 1,000 円の引き上げになるものでございます。同じく、30 年 4 月 1 日から遡及適用しようとするものでございます。

3 点目が、勤勉手当でございます、民間の支給割合に見合うように、30 年 12 月期の支給月数を 0.05 月引き上げるものでございます。再任用職員以外は 0.90 月を 0.95 月に、再任用職員の場合は 0.425 月を 0.475 月とし、12 月 1 日からの適用とするものでございます。

4 点目が、年 2 回支給されます期末手当の支給月数の調整でございます、現在 6 月期と 12 月期で支給月数に差がございますが、この支給月数を等分にする改正でございます、再任用職員以外の場合、年 2.6 月分を 1.3 月分ずつ、再任用職員の場合で、年 1.45 月分を 0.725 月分ずつ等分の支給月数にするものでございます。31 年度分から適用するものとし、施行日は平成 31 年 4 月 1 日でございます。

次の勤勉手当の支給月数の調整も同じ趣旨でございます、再任用職員以外の場合、今年度 12 月支給月分が 0.05 引き上げられた場合、年 1.85 月の支給月数となりますことから、来年度以降 0.925 月分ずつ等分にする改正でございます。

次の 4 ページをお願いいたします。

上の(2)、(3)は、議員と常勤特別職の期末手当に関する改正でございます、改正

内容は同じでございます。まず、今年度12月期の支給月数を1.750月から、一般職に準じて0.05月引き上げ、1.8月とするものでございます。さらに、31年度以降につきましても、一般職の改正と同様、引上後の支給月数が年3.4月となりますことから、1.7月分ずつ等分の支給月数になるように改正するものでございます。

最後の(4)は、夜間看護手当でございますが、現行は、対象者が葛巻病院の看護師になります。看護業務を深夜、午後10時から翌日5時までの間に勤務した場合、夜間看護手当が支給されるものであります。今般、全国的に看護業務における夜勤の担い手が減っている現状を改善し、人材確保につなげるために人事院規則において手当の増額改正が行われたことを受けまして改正するものでございます。内容は、深夜の全部の時間を勤務した場合6,800円から500円引き上げ7,300円に、深夜勤務の時間が一部の場合、勤務時間に応じて、それぞれ3段階でございますが、250円から150円に引き上げ、3,550円から2,150円とするものでございます。30年4月1日から遡及適用させるものでございます。

次に、議案集に戻っていただきまして、29ページをお願いいたします。

議案第38号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、従来、各地域で整備しておりました、いわゆる自治公民館、あるいは地区集会所につきまして、地域の人口減少、あるいは高齢化等に備え、建て替え等が困難な状況であることに鑑み、一定の要件のもと町が直接整備する方式に変更したところであります。新しいルールのもとで整備を進めてまいりました最初の施設が新年度、供用開始に向けて完成の見込みとなりましたことから、公共施設として位置づけるものでございます。

改正点は、第1条で町立コミュニティセンターの次に町立集会所を加え、第2条でも第7号の次に第8号、町立集会所を加え、表を追加するものでございます。表中には、施設の名称が泉田自治会館、位置が旧施設の跡地であります、葛巻町江川第18地割36番地15となるものでございます。

附則でございますが、第1項で施行日を新年度4月1日からとし、第2項でございますが、条例施行後の管理は他のセンターと同様、指定管理を予定しており今定例会議にそのための議案を上程いたしておるところでございます。このことから、指定管理者の指定のための手続き等は、この条例の施行前においても行うことができる旨を規定し、必要な準備を進めようとするものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

議案第39号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

本案件につきましては、岩手県市町村総合事務組合の構成団体であります紫波、稗貫衛生処理組合が平成31年3月31日をもって解散しますことから、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び同事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法の規定により議決をお願いするものでございます。

別紙につきましては、32ページでございますが、変更内容につきましては、次の33

ページの新旧対照表をお願いいたします。上段の表、別表第1は総合事務組合の構成団体でございますが、下線部分、解散する紫波、稗貫衛生処理組合が削られるものでございます。下段の別表第2は、事務組合が共同処理する事務を規定しているものでございますが、同様に紫波、稗貫衛生処理組合が規約から削られるものでございます。附則として、平成31年4月1日からの施行でございます。

次に、契約案件でございますが、変更契約案件2件でございます。

34ページをお願いいたします。

1件目、議案第40号、葛巻小学校大規模改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

本案件につきましては、本年7月17日に議決いただきました、葛巻小学校大規模改修工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議決をお願いするものでございます。

変更する内容は契約金額でございますが、変更前208,440,000円を531,360円増額しまして、208,971,360円とするものでございます。

変更の理由、工事内容等でございますが、主には撤去する建材を再確認したところ、アスベストが含まれていることが判明しましたので、アスベストを基準に従って除去しようとするものでございます。そのほか全般に建具の傷みが予想以上に進んでおりましたことから、建具の調整を行い長寿命化を図ろうとすることなどによる変更でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

2件目の契約案件でございますが、議案第41号、ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

先程と同じく、本年7月17日に議決をいただきました、ふれあい宿舎グリーンテージ改修工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議決をお願いするものでございます。

本案件も、変更する内容は契約金額でございますが、変更前204,120,000円を7,846,200円増額しまして、211,966,200円とするものでございます。

変更理由、工事内容等でございますが、ロビー、ラウンジ等の床材について、当初、一般的な樹脂系のものを予定しておりましたが、町産材を用いたフローリングに変更すること、和室の傷みが進んでいる中、施設全体の調和を考慮し、壁面、ふすまを全面的に張り替えることとしたこと、冷暖房設備については、現在、全館一本の系統のため、故障、修理などで冷暖房を停める必要がある場合、部分停止ができず不合理であることから、機能低下を最小限に抑制できるように、系統を4分割にすることなどによる変更でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

議案第42号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

本案件につきましては、先ほどの議案第38号で上程申し上げました、泉田自治会館

を指定管理の方法により管理、運営するために、公の施設に係る指定管理の指定に関し、次のとおり指定するため、地方自治法の規定により、議決をお願いするものでございます。

1として、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称が、泉田自治会館。2、指定管理者となる団体として、泉田自治会を指定するものであり、その選定にあたっては、公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、公募によらないで選定するものでございます。3の指定の期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31までとし、周期については他のコミュニティセンターとの現行指定期間に合わせるため、32年度末としているものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

それでは、議案第35号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、支出につきまして、医業費用9,387,000円減額いたしまして、1,121,067,000円とするものです。主な内容といたしましては、給与費の改定でございますが、人事異動に伴うもの及び人事院勧告による給与改定によるものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてでございます。まず、支出の方でございますけれども、建設改良費で2,000,000円増額いたしまして、5,602,000円とするものでございます。これは、現在進めております一般病床に地域包括ケア病床を導入することについて、それに向けた提出書類を作成するためのシステムの導入ということになりました。具体的にはパソコン1台と関連するソフトということで、電子カルテから情報を取り込んで様式を作成するという内容になっております。この財源として、収入で、企業債2,000,000円をみるものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。2ページになります。

企業債につきましては、今、資本的収入及び支出のところでも申し上げました、企業債を2,000,000円増額するものでございます。

第5条の流用することができない経費につきましては、職員給与費、先ほどの金額を減額するものでございます。

3ページをご覧くださいと思います。

収益的収入及び支出の給与費の中身でございますが、給料につきましては11,590,000円の減額とするものでございまして、当初見込んでいた職員数が2名減になっているもので、途中で退職された方もおりまして、減額となるものでございます。手当につきましては3,378,000円ということになりました。これは給与改定によるもの等があるものでございます。

次のページ、4ページ、法定福利費は498,000円の減額、退職給与金につきましては677,000円の減額ということになります。

5ページ、資本的収入及び支出についてでございますけれども、先程来、説明しておりますけれども、データ提出加算という診療報酬を算定するものがあるのですが、そのデータ提出加算の届出をするために様式1という書類を作らなければならないわけでございます、その1を作成するためのシステムを導入するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページはキャッシュフロー計算書で、この補正額を反映させたものでございます。

続きまして、8ページ、9ページは貸借対照表となりますので、これも同じく反映させたものでございます。

10ページでございます。

給与費明細書の総括表になりますけれども、職員数が2名減ということでの内容でございます。ここにつきましては、手当の部分につきましては、この総括表につきましては、県から、医療局から派遣になっている総看護師長を1名プラスしているものでございます。

それから、12ページ、今般の給与改定、給与の方の補正予算の主な要因の分析でございます。給与改定に伴う分、それから、昇給に伴う分、それから、人事異動等による増減の分ということになりまして、このような内容になっておりますので、お目通しをいただきたいというように思っております。

一番最後のページ、起債につきましては2,000,000円の増額ということになっております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

議案第36号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますけれども、収益的収入支出につきましてはの予定額を補正するものでございまして、増額となるものでございます。

まず、1ページについてご説明申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出でございます。まず、収入でございます。第1款、水道事業収益、第2項、営業外収益でございますけれども、1,480,000円増額いたしまして、60,644,000円とするものでございます。次に、支出でございます。第1款、水道事業費用、第1項、営業費用327,000円増額いたしまして、184,388,000円とするものでございます。

次に、2ページについてご説明申し上げます。2ページをご覧いただきたいと思っております。

収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入でございます。1款、2項、

4目、雑収益1,480,000円増額するものでございますけれども、これは消費税の還付金につきまして、平成29年度決算の実績に伴いまして、増額とするものでございます。

次に、3ページについてご説明申し上げます。3ページをご覧いただきたいと思っております。

支出でございます。1款、1項、2目、総係費、1節、給料、2節、職員手当、6節、法定福利費でございますけれども、合わせて327,000円増額するものでございます。これは、人事院勧告によります給与改定に伴いますもの、また、4月の定期人事異動に伴います職員手当等を補正するものでございます。

今回の補正によりまして、全体の予算が1,153,000円ほどアップいたしますけれども、これによりまして数値の変動がございます。

4ページ以降のキャッシュフロー計算書及び8ページ以降の給与費明細書につきましては、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますけれども、よろしくご審議をいただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第32号から議案第42号までの11議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第32号から議案第42号までの11議案については、今会議中に審査を終え、12月14日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第42号までの11議案については、12月14日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第32号から議案第42号までの11議案の審査については、12月11日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

（散会時刻 10時49分）